

## 主な質問と回答

Q1. 用地交渉は宮代町が行うのか。県と町の役割分担はどのようになるか。

交渉の際は小まめに連絡してもらいたい。

A1. 用地交渉は町で行い、契約事務は県で行うことになります。

Q2. 今回の説明会の趣旨は。

A2. 国土交通大臣から事業認可を受けた場合、土地建物等に各種制限が生じることを住民の皆様に対し周知することです。

Q3. 土地の収用を行うのか。

A3. 事業認可を受けたことで土地の収用ができるようになりますが、基本的には話し合いで交渉させていただきます。

Q4. 測量の連絡は県から来るのか。

立会は誰が立会うのか。

A4. 県から連絡させていただきます。

買収対象となる土地の地権者の方とそれに隣接する土地の地権者の方にお立会いいただきます。

Q5. 立体交差化後の騒音は現況よりも大きくなるのか。

なぜ副道を広げるのか。

A5. 立体交差化後は交通量が増えるため、騒音は現況よりも大きくなります。

基準値を超える箇所については防音壁を設置して対応することとしています。

副道を広げることで歩道の設置が可能になり、歩行者が安全に通行できるようになります。

また、緊急車両の進入路を確保するためでもあります。

Q6. 騒音や振動などの環境問題は住民にとってとても重大なことである。

当初の環境影響予測が適切でなかったことについて原因の究明と再発防止を図るべきだ。

また、不適切な予測になった原因についての説明がされていない。

A6. 予測を行う際の設定条件が実態に即していない予測結果となっておりました。

申し訳ありません。

現在は条件を見直し、適切に予測を行っております。